

令和 5 年 9 月 20 日

学校法人昌平覺東日本国際大学のガバナンス・コード遵守状況について

東日本国際大学では、加入する日本私立大学協会が示すモデルに基づき、令和元年度にガバナンス・コードを策定し、遵守した活動を進めてきた。今回、令和 5 年度第 6 回大学協議会において、その遵守状況を確認した。

結果、全体としてガバナンス・コードは遵守されていることが確認された。
以下に報告する。

1 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

1-1 建学の精神

1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)

以上各項目については、全体として遵守されている状況である。

2 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

2-1 理事会

2-2 理事

2-3 監事

2-4 評議員会

2-5 評議員

以上各項目については、全体として遵守されている状況である。

3 教学ガバナンス

3-1 学長

3-2 教授会

以上各項目については、概ね遵守されている状況であるが、来年度機関別認証評価を受審する予定であり、さらに各項目について詳細な自己点検・評価を実施し改善していく必要がある。

4 公共性・信頼性

4-1 学生に対して

4-2 教職員等に対して

4-3 社会に対して

4-4 危機管理及び法令遵守

以上各項目については、概ね遵守されている状況であるが、来年度機関別認証評価を受審する予定であり、さらに各項目について詳細な自己点検・評価を実施し改善していく必要がある。

5 透明性の確保

5-1 情報公開の充実

すべて大学のサイトを利用して公開しており、公開自体は行われているが、説明方法の工夫については、まだ課題が残るため改善に努める必要がある。